各期間（以下この条		、当該各徴収取扱費算定期間内	第一項後段の規定により読み替えて適用される新地方税法第五十七条の十三第一項
各期間（次項	地方税法等改正法	旧地方税法	財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第六十条の十一において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第三十一条第一項第六号に掲げる法人税に係る税率、平成三十一年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率及び平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率を定める政令（以下この条及び附則第六条の十一において「税率を定める政令」という。）第一条の規定による改正前の地方法人税法施行令（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方法人税法施行令」という。）第十一条第一項第六号に掲げる法人税に係る税率、平成三十一年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率及び平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率を定める政令附則第二条第三項の規定による改正前の税率を定める政令（以下この条及び附則第六条の十一において「旧税率を定める政令」という。）第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法施行令」という。）第四十八条の十一第一項第六号に掲げる法人税に係る税率、平成三十一年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率及び平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に開始する各事業年度の所得に係る地方法人税の税率を定める政令附則第二条第三項の規定による改正前の税率を定める政令第一条の規定による改正前の地方税法施行令